

コメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

番号	関係条項	コメントの概要	金融庁の考え方
1	- 3 - 5 - 1 - 2 (14) (注) イ(ア)	ここでいう「死亡保険」とは、規則第 53 条の 7 第 2 項で定義された「死亡保険」と同義である旨を念のため確認したい。	監督指針 - 3 - 5 - 1 - 2(14) (注)イ(ア)における「死亡保険」は、規則第 53 条の 7 第 2 項で規定する死亡保険をいいます。
2	- 3 - 5 - 1 - 2 (14) (注)イ (ア)	「保険金の限度額を具体的に定め、これを超える保険金額による保険の引受けを行わないものと定めているか」とあるが、既契約の保険期間の終了直前に新契約を募集する場合や、他社契約が解約されることを前提に、自社契約を募集する場合等については、新契約を締結することによって一時的に保険契約が重複することとなるが、このような止むを得ない場合において、被保険者については保障が全くなくなることや、契約成立までの期間は無保障となることを避けるため、一時的に通算保険金額が社内取扱基準を超過することは許容されるとの理解でよいか。	(適切な転換や乗換等が行われることを前提に) 通算保険金額が一時的に保険金の限度額を超過することについて、モラルリスクがないことを確認すること、速やかに適正な引受保険金額とするよう徹底すること、事後に限度額の超過が解消されていることを確認すること、さらに超過した状態が解消されない場合についての実効性のある解消策を予め定め、それを確実に実行する体制を構築しておくことが必要です。
3	- 3 - 5 - 1 - 2 (14) (注)イ (ア)	社内規則等を定めるにあたっての留意点として「(社)生命保険協会の「契約内容登録制度・契約内容照会制度」又は(社)日本損害保険協会の「契約内容登録制度」等への照会結果を踏まえ、同一被保険者の他の死亡保険に係る保険金額と通算する旨を定めているか」とある点について、以下のとおり確認したい。 当会では、金融審議会での審議を踏まえた「契約内容登録制度」の強化を予定しているが、当該強化が完了するまで、各生命保険会社において、現行の「契約内容登録制度」への照会結果を踏まえ、「同一被保険者の他の死亡保険に係る保険金額を通算」するとの対応でよいか。	未成年者等の被保険者の保護を図るという目的を達成するため、継続的な努力がなされていることを前提に、対応が未了である場合には、その合理的な理由の説明がなされる必要があります。

		<p>(社)日本損害保険協会の「契約内容登録制度」との情報交換のあり方や、全国共済農業協同組合連合会と契約情報を相互に照会するための制度である「契約内容照会制度」の強化について、業界を跨ぐ検討事項であり、監督指針案の適用日からの実施は難しいため、実施が可能となるまでの間、現行の当会「契約内容登録制度」への照会結果を踏まえ、「同一被保険者の他の死亡保険に係る保険金額を通算」するとの対応でよいか。</p> <p>日本損害保険協会の契約内容登録制度への照会等、適用日時点での対応不能である事項を社内規則等に定めることは社内規則等のあり方として不適切であると考えことから、当該事項を社内規則等に定めるのは、当該運用を開始することが可能になった時期から、という理解でよいか。</p>	<p>同上</p> <p>監督指針で求める内容は社内規則等で定める必要があります。その適用開始時期等については、当該社内規則等に付記することなどが考えられます。</p>
4	<p>- 3 - 5 - 1 - 2 (14) (注)イ (ア)</p>	<p>具体的に定めた「保険金の限度額」により引受判断を行うことを原則としつつ、別途具体的に定めた定性的な判定基準に基づき不正な利用のおそれが少ないことが確認できた契約を引き受けることについて不可とするものではないとの理解でよいか。</p>	<p>金融審保険ワーキンググループにおける本件に係る議論や今回の規則改正の趣旨を踏まえ、具体的に定めた「保険金の限度額」によって引き受けることとなります。</p>

5	<p>- 3 - 5 - 1 - 2 (14) (注)イ (ア)</p>	<p>規則第 53 条の 7 第 2 項は、「いずれも不正利用のおそれが少ないものを除く。」となっており、また、「規制の事前評価書」においても「保険商品の性質やニーズに応じてきめ細かな保険金限度額の設定が各保険会社において可能となるため、保険契約者のニーズが制約されるといった社会的損失が生ずるおそれが小さい。」とあり、モラルリスクが少ないものは個社の規準で例外的な引受けが許容されるものと理解している。</p> <p>しかしながら、本監督指針においては、「これを超える保険金額による保険の引受けを行わない」とあり、例外的な引受けも含めて一切許容されないように読める。</p> <p>個社の規準による例外的な引受けが許容されることが読み取れるよう、修正いただきたい。</p>	<p>金融審保険ワーキンググループにおける本件に係る議論や今回の規則改正の趣旨を踏まえ、具体的に定めた「保険金の限度額」によって引き受けることとなります。</p>
6	<p>- 3 - 5 - 1 - 2 (14) (注)イ (ア)</p>	<p>「(社)日本損害保険協会の「契約内容登録制度」への照会結果を踏まえ、同一被保険者の他の死亡保険に係る保険金額と通算する」旨の定めを要請しているが、損害保険募集人は契約締結権を有していることから「契約内容登録制度」による確認は事後となるため、契約者からの他保険告知等により事前の確認を行うとともに、契約締結後に「契約内容登録制度」の結果を踏まえた適切な対応を行うことが許容されることを確認したい。</p>	<p>保険金額の設定は、保険契約者から適切に他保険に係る告知を求めることをはじめとし、各保険会社によって可能な限り通算保険金額を把握した上で行うことが必要です。したがって、保険金の限度額はあくまで自社・他社の引受保険金額を通算したものとし、契約締結前に契約内容登録制度等への照会が行えなかった場合においても、契約締結後、必ずすみやかに同制度への照会を行い、自社・他社の通算した引受保険金額の把握を行うこととなります。この結果、保険金の限度額を超過した契約が判明した場合には、未成年者等の被保険者の保護を図るという観点から当該契約の募集時の告知に係る状況等を検証し、適切に対処する体制の構築が必要です。</p>
7	<p>- 3 - 5 - 1 - 2 (14) (注)イ (ア)</p>	<p>現行の契約内容登録制度は、事後的に他契約の確認を行っているものであり、契約締結前に照会し引受けの可否を判断することはできない仕組みとなっている。</p> <p>また、損害保険の場合は、代理店が契約締結権を有していることか</p>	<p>同上</p>

		<p>ら、契約締結前に契約内容登録制度等を通じた確認を行うことは困難である。</p> <p>従って、契約時に契約内容登録制度への照会結果を踏まえて保険金額制限を行わなければならないという趣旨の記載は、損害保険に関しては実現が困難であり、修正いただきたい。</p>	
8	- 3 - 5 - 1 - 2 (14) (注)イ (ア)	<p>保険金額の制限は、契約者が申告する「他保険告知」に基づいて金額を確認することにより、引受の一環として現在も行っている。一方、「契約内容登録制度」は事後チェック機能であり、事前の引受判断には有効ではないこと等から、現在、当協会の会員会社の多くは同制度に加入していない。</p> <p>現状、「契約内容登録制度」に参加していない保険会社もあることを勘案し、「契約内容登録制度」への照会結果を踏まえて保険金額制限を行わなければならない旨の記載は、修正いただきたい。</p> <p>また、万一「契約内容登録制度」への照会を前提とした本案の修正を行わない場合は、現在同制度に加入していない会社については、同制度への参加手続、約款の修正、システム手当、申込書等募集文書の改定等の諸準備やインフラ整備が必要であり、一定期間猶予いただきたい。</p>	<p>未成年者等の被保険者の保護を図るという目的を達成するため、継続的な努力がなされていることを前提に、対応が未了である場合には、その合理的な理由の説明がなされる必要があります。</p>
9	- 3 - 5 - 1 - 2 (14) (注)イ (イ)	<p>保険の不正な利用を防止することにより被保険者を保護するための対応については、保険会社に一律的な対応を求めているのではなく、保険会社の創意工夫に委ねられるという理解でよいか。</p>	<p>実効性ある対応を各社ごとに適切に選択の上、実施することになります。</p>
10	- 3 - 5 - 1 - 2 (14) (注)イ (イ)	<p>「・・・顧客ニーズの確認等を通じ、適切な引受審査を行う旨を定めているか」とあるが、お客さまが保険商品を適切に選択・購入することを可能とするための顧客ニーズの確認は、お客さまと保険募集人による意向確認書における確認によるものが中心であり、引受審査部門が直接お客様から確認すべきとの趣旨ではないという理解でよいか。</p>	<p>同上</p>

11	- 3 - 5 - 1 - 2 (14) (注)イ (イ)	意向確認書は、「顧客が保険商品を適切に選択・購入することを可能とするため」(監督指針 - 3 - 5 - 1 - 1 (17))に作成・交付されるものであり、モラルリスク防止の直接的な手段とはなり得ないため、一定の条件を満たす場合に当該契約を募集した保険募集人以外の者から電話等で加入意思・契約内容等を確認すること等、保険会社がモラルリスク防止に真に有効と考える方法により対応することでも差し支えないという理解でよい。	同上
12	- 3 - 5 - 1 - 2 (14) (注)イ (イ)	「顧客ニーズの確認等を通じ、適切な引受審査を行う」とあるが、保険契約締結の際に意向確認書等で確認し、保険を不正に利用する意図が認められる場合に契約の引受をお断りする等の対応を行うことで問題がないことを確認したい。	同上
13	- 3 - 5 - 1 - 2 (14)	「保険金の限度額を社内規則等で定めている場合には、当該限度額以内で保険が引き受けられているかを検証するシステムを構築しているか」とあるが、ここで指す「システム」とは、コンピューターを使った情報処理機構のみを指すだけでなく、検証する仕組み(体系)全般を指すという理解でよい。また、コンピューターを使った情報処理体制が整っていない場合は、目視確認やハンド処理等による検証を行うことで足りるとの理解でよい。	なんらかのコンピューターシステムの仕組みを取り入れることを前提に、規定外の保険契約が確実に排除できるよう実効性ある対応を各社ごとに適切に行うこととなります。 なお、未成年者等の被保険者の保護を図るという目的を達成するため、継続的な努力がなされていることを前提に、対応が未了である場合には、その合理的な理由の説明がなされる必要があります。
14	- 3 - 5 - 1 - 2 (14)	「保険の不正な利用を防止することにより被保険者を保護するための適切な引受審査が行われていることを検証する体制を構築しているか」とあるが、ここで言う「引受審査が行われていることを検証する体制を構築」とは、例えば画一的な全件検証といった事後的検証のみを指すのではなく、申込書作成システムによる付保額制御による方法等、各保険会社の実務実態に応じた、「保険の不正な利用を防止することにより被保険者を保護するための適切な引受審査」を確保するための体制全般を指すという理解でよい。	実効性ある対応を各社ごとに適切に選択の上、実施することとなります。
15	- 3 - 5 - 1 - 2	- 3 - 5 - 1 - 2 (14) は未成年の死亡保険のみではなく、すべて	監督指針 - 3 - 5 - 1 - 2 (14) は、規則第 53 条の 7 第 2 項で規定す

	(14)	の保険に係るものであるとすると、「保険金の限度額を社内規則等で定めている場合には、当該限度額以内で保険が引き受けられているかを検証するシステムを構築しているか」とあるが、 - 3 - 5 - 1 - 2 (14) (注)ア. を踏まえ、保険業法施行規則第 53 条の 7 第 2 項に規定する死亡保険以外については、個別のケースにおいて、保険会社が問題ないと判断すれば限度額を超過することを許容されるとの理解でよいか。	る死亡保険だけでなく、法第 3 条第 4 項第 1 号に規定する保険(年金及び生存保険を除く。)及び同項第 2 号に規定する保険(損害を填補することを約した保険を除く。)の契約に係るものです。規則第 53 条の 7 第 2 項で規定する死亡保険以外について保険金の限度額を超える保険契約の引受を行う場合には、適切な審査を行う必要があります。
16	- 3 - 5 - 1 - 2 (14)	「当該限度額以内で引き受けられているかを検証するシステムを構築しているか」とあるが、他契約との通算で引受限度額をチェックするシステム構築が困難な場合には、例えば、当該契約における引受限度額の検証をシステムで行ったうえで、契約者からの他保険告知の有無・内容等を募集人等が確認し引受けを行う体制についても許容されることを確認したい。	なんらかのコンピューターシステムの仕組みを取り入れることを前提に、規定外の保険契約が確実に排除できるよう実効性ある対応を各社ごとに適切に行うこととなります。
17	- 3 - 5 - 1 - 2 (14)	本項においては、商品内容や募集の方法などに応じ、保険会社が自ら自主的にモラルリスクの排除・抑制のための効果がある方法を採用する体制を整備することが求められているものであり、契約内容登録制度等を利用する方法のみに限定されるものでないことを確認願いたい。	保険金額の決定に際してはモラルリスクの排除・抑制のための効果がある方法を採用する体制が整備され、他の保険契約に係る保険金額を勘案した結果が適切に記録されていることが必要です。この方法については実効性あるものを各社ごとに適切に選択することとなります。 なお、監督指針 - 3 - 5 - 1 - 2 (14) は、法第 3 条第 4 項第 1 号に規定する保険(年金及び生存保険を除く。)及び同項第 2 号に規定する保険(損害を填補することを約した保険を除く。)の契約に係るものです。その中で規則第 53 条の 7 第 2 項で規定する死亡保険については、監督指針 - 3 - 5 - 1 - 2 (14) (注)イ. に則った取扱いが必要です。
18	適用時期	実務対応が 4 月に間に合わない事項があっても、間に合わないことについて合理的な理由がある場合には、可及的速やかに対応することとしていれば、直ちに問題とされることはないと考えてよいか、確認したい。	改正規則、改正監督指針の適用日に実務対応が未了であることを予め認めることはありません。結果として、対応が未了であった場合は、未成年者等の被保険者の保護を図るという目的を達成するための継続的な努力がなされていることを前提に、その合理的な理由の説明がなされる

			必要があります。
19	適用時期	保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」及び「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）について、平成 21 年 4 月 1 日から適用するとありますが、各社の改正に伴う態勢整備等については、商品内容・商品構成によって必要な対応期間が異なることに鑑み、一定の猶予期間を設けることを要望いたします。	同上